○群馬県警察国外犯罪被害弔慰金等支給裁定事務処理要領の 制定について(例規通達)

平成 28 年 12 月 28 日 群本例規第 28 号 (広) 警察本部長

[沿革]

平成30年7月群本例規第18号(広)、令和3年12月第8号(務)改正

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)及び国外犯罪被害 弔慰金等の支給に関する法律施行規則(平成28年国家公安委員会規則第23号)が制定さ れたことを受け、別添のとおり群馬県警察国外犯罪被害弔慰金等支給裁定事務処理要領を 制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

群馬県警察国外犯罪被害弔慰金等支給裁定事務処理要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成 28 年法律第 73 号。 以下「法」という。)及び国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則(平成 28 年国家公安委員会規則第 23 号。以下「規則」という。)の規定により、群馬県公安委 員会(以下「公安委員会」という。)が行う弔慰金等の支給に係る裁定等に関し、群 馬県警察において行う事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪行為 法第2条第1項に規定する国外犯罪行為をいう。
- (2) 犯罪被害 法第2条第2項に規定する国外犯罪被害をいう。
- (3) 被害者 法第2条第3項に規定する国外犯罪被害者をいう。
- (4) 障害 法第2条第4項に規定する障害をいう。
- (5) 弔慰金等 法第4条第1号に規定する国外犯罪被害弔慰金(以下「弔慰金」という。)又は同条第2号に規定する国外犯罪被害障害見舞金(以下「見舞金」という。)をいう。

- - (1) 遺族の範囲
 - ア 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有する者 又は日本国内に住所を有する者でなければならない。

なお、日本国籍は、国籍法(昭和 25 年法律第 147 号)第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により、自己の志望によって外国の国籍を取得したとき又は外国の国籍を有する場合であって、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、これを失うこととされている。

- イ 対象となり得る遺族は、被害者の死亡の時において、被害者と次の親族関係に ある者である。
 - (ア) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (イ) 被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- ウ 遺族に該当するか否かは戸籍の記載によるが、婚姻の届出をしていないが、事 実上婚姻関係と同様の事情にあった者については戸籍上明らかでないので、住民 票の写し、被害者の親族、友人、隣人等の申述書等の資料を提出させることによ り、社会の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められる ような事実関係の存在とその事実を成立させようとする当事者間の合意を確認す ること。
- エ 遺族に該当しても、当該遺族が日本国籍を有していないため、戸籍上には記載 がない場合は、外国の政府が発行する証明書、出生証明書の写し等によって、夫

婦関係、親子関係等を確認すること。

(2) 被害者の収入による生計維持

ア 法第5条第1項第2号の「国外犯罪被害者の収入によって生計を維持していた」 には、専ら又は主として被害者の収入によって生計を維持していた場合だけでな く、被害者の収入によって生計の一部を維持していた場合も含まれることから、 被害者と遺族が同居し、共に収入を得ていた場合は、相互に生計依存関係がない 場合を除き、当該遺族は、被害者の収入によって生計を維持していた者に当たる こととなる。

イ 被害者の収入には、勤労に基づく収入のほか、金利、家賃、地代、年金等の収入も含まれる。

(3) 第一順位遺族

ア 遺族のうち、第一順位遺族のみが弔慰金の支給対象となるので、第一順位遺族 以外の遺族からの申請に対しては、不支給裁定を行うこととなる。

ウ 遺族順位の繰り上がりは、第一順位遺族が死亡した場合又は法第5条第4項に 該当することとなった場合しか生じず、先順位遺族は、弔慰金の支給を受ける立 場を放棄することによって、後順位遺族に支給を受ける立場を譲ることはできな い。

2 見舞金について

(1) 犯罪行為により障害が残った者

見舞金の支給裁定の申請をすることができる者については、その障害が残ったことと犯罪行為に相当因果関係があることが必要である。

(2) 既に障害があった場合

既に、身体の同一部位又は精神について、法の別表に掲げる程度に至らない程度の障害があった場合であっても、犯罪行為によって結果的に同表に掲げる程度の障害が残るに至ったときは、見舞金の支給の対象となる。

(3) 障害の程度及び認定基準

法の別表に掲げる障害の程度は、労働者災害補償保険制度及びこれに準拠する公務員災害補償制度における障害等級表に定める障害(第一級のもの)と同様であり、 その認定の基準も、これらの制度における障害の認定の基準と同程度である。

第3 申請

1 申請者

- (2) 支給に係る申請は、同一の犯罪被害について二人以上の者が申請する場合であっても、各人が、それぞれ法第9条第1項の規定に基づき公安委員会に対して個別に申請を行う必要がある。
- (3) 申請者は、日本国内においては、関係する公安委員会に対し、申請に関し必要な援助を求めることができることとされており、申請の際の添付書類の具体例の教

示等が想定される。

2 事務を処理する所属

申請の受理その他の申請に関する事務の処理は、警務部広報広聴課(以下「広報広聴課」という。)において行うこととし、広報広聴課以外に申請の申出が行われた場合の対応は、次のとおりとする。

- (1) 警察署において申請の申出が行われた場合
 - ア 申請の受理に係る事務は、原則として広報広聴課が直接対応し、警察署において申請書等を預かること等は行わないこと。
 - イ 警察署において申請の申出が行われた場合は、申請者に対し、広報広聴課が申請の対応を行う旨を説明するとともに、当該警察署から広報広聴課に直ちに申請の申出があった旨を連絡するなど申請手続が速やかになされるよう措置すること。
 - ウ 警察署においても、本制度に係る教示等申請者に対して適切に対応することが できるよう、警察署員に対し、本制度の周知を徹底すること。
- (2) 領事官等を経由して行われた場合

申請者の住所を管轄する領事官等を経由して申請が行われた場合は、領事官等に 提出された申請書等は外交行囊〔のう〕により領事官等が属する在外公館等から外 務省本省に転送され、その後、国家公安委員会及び警察庁を介して、公安委員会(広 報広聴課)に転送される。この場合において、当該申請書等の原本が到達するには 時間を要することもあるため、事前に公電により申請書等の写しが在外公館等から 外務省本省に送られ、その後、国家公安委員会及び警察庁を介して、これが公安委 員会(広報広聴課)に提供される。

3 事務処理手続

- (1) 申請を受け付ける際は、申請者に対し、運転免許証、旅券(パスポート)等官公庁発行の写真付身分証明書の提示を求めるなどにより、本人確認の徹底を図ること。
- (2) 申請が代理人によって行われる場合は、委任状原本の提出を受け、当該代理人の氏名を申請書の申請者欄の下部に記入させること。
- (3) 申請書に必要な事項の記載漏れがないか確認すること。
- (4) 申請書に不備があった場合は、申請者に対して十分な教示を行い、申請書の補 正を求め、その経過を報告書で明らかにしておくこと。
- (5) 申請書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備は、広報 広聴課において職権で補正すること。
- (6) 申請書の受理に当たっては、申請書の受付の欄に受付年月日及び受付番号を記入するとともに、受付番号簿(別記様式第1号)に必要事項を記載すること。
- (7) 広報広聴課は、申請書を受理した場合は、その旨を公安委員会に報告すること。

4 事務処理上の留意点

申請書に記載された内容から次に掲げる事項に該当すると認められる場合において も、当該申請を受理し、調査を行い、及び事実関係を明らかにした上で不支給の裁定 を行うこと。

- (1) 申請書の提出された日が法第9条第3項に規定する期間内でないこと。
- (2) 申請に係る被害が法第2条第1項に規定する犯罪行為によるものでないこと。
- (3) 申請者が弔慰金等の受給資格を有しないこと。

5 添付書類

- (1) 弔慰金、見舞金に共通する書類について
 - ア 規則第7条ただし書及び第8条ただし書に規定する「やむを得ない理由」とは、 外国の機関等による証明を必要とするにもかかわらず、当該国等において該当す る証明書を発行する制度がない場合、制度はあるが行政機能が停止している場合 等当該国等の状況に照らし、書類の発行を期待できない場合等をいう。
 - イ 規則第7条第6号及び第8条第3号の「書類」とは、犯罪行為が行われた国等 の治安機関又は捜査機関が作成した捜査報告書等であって、犯罪行為と犯罪被害 との因果関係、犯罪行為が行われるに至った経緯、加害者と被害者の関係等を知 ることができるものをいう。
 - ウ 規則第7条第7号及び第8条第4号の「その他の証明書」には、住民票の除票 等申請者の国内最終住所地を知ることができるものが含まれる。
 - エ 規則第7条第8号及び第8条第5号の「書類」とは、医師の診断書、被害者又は申請者の親族、友人又は隣人の申述書等をいう。
 - オ 規則第7条及び第8条に規定する「書類」が外国語で作成されている場合は、 その日本語の訳文を含む。
- (2) 弔慰金について
 - ア 規則第7条第4号の「書類」については、前記第2の1の(1)を参照すること。
 - イ 規則第7条第5号の「書類」としては、先順位遺族の死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等である。
 - ウ 第一順位遺族であることの証明資料としては、被害者の死亡当時、死亡した被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができるものとし、住民票の写し、送金証明等である。ただし、生計の維持に関する書類は、遺族の順位の判定上必要がある場合にのみ求め、当該申請者から、次のいずれかの資料等が提出され、確認できている場合は、これを求めないこと。
 - (ア) 被害者の死亡の当時、その者に収入が無かったことを示す資料
 - (イ) 被害者の死亡の当時、その者に配偶者及び生計維持関係にある遺族が無かったことを示す資料
- (3) 見舞金について

規則第8条第1号の「医師又は歯科医師の診断書その他の書類」には、次の事項が記載されている必要がある。

- ア 犯罪行為による負傷又は疾病の症状が固定したこと。
- イ 負傷又は疾病の症状が固定した日
- ウ 負傷又は疾病の症状が固定したときにおける精神の状態又は身体の障害の部位 及び状態(これらの障害により常に介護を要する状態にある場合にあっては、そ の状態を含む。)
- (4) 添付書類の省略

- ア 規則第 12 条第1項の「申請書の余白にその旨を記載して」については、申請 書の備考欄に次の事項を記載すること。
 - (ア) 同時に申請した同一世帯に属する者の氏名
 - (イ) 省略した添付書類の名称
- イ 規則第 12 条第 2 項の「特に必要がないと認めるとき」とは、次の事項等について、当初の申請において添付書類等が不足なく提出され、公安委員会において既に明らかとなっている事項に関して改めて申請者に証明させる必要がない場合をいう。
 - (ア) 見舞金に係る裁定の申請を行った申請者が犯罪行為により死亡したため、 その遺族が改めて弔慰金に係る裁定の申請(以下「弔慰金の申請」という。) を行う場合における規則第7条第2号により証明すべき事項
 - (イ) 弔慰金の申請を行った者が裁定を受ける前に死亡したため、新たに第一順 位遺族となった者が改めて弔慰金の申請を行う場合における両者の申請に重複 する証明事項

6 申請期間の特例

法第9条第4項の「やむを得ない理由」に当たり得る場合とは、次の場合等が考えられるが、実際の申請期間の特例の適用の判断に当たっては、申請期間の原則を一律に適用することが申請者にとって酷であると考えられる真にやむを得ない特段の事情があったか否かを個別具体的に判断すること。

- (1) 申請者が犯罪行為の加害者による監禁等のため、被害の発生を知ってから2年間以上身体の自由を不当に拘束されていた場合
- (2) 申請者が申請期間を通じて意識不明の状態にあり、かつ、代理人による代理申請も望めない状態にあった場合
- (3) 行方不明として取り扱われていた者が、犯罪被害から7年間を経た後に死体で発見され、その時点で初めて犯罪被害であると判断された場合

第4 裁定

- 1 裁定のための調査等
 - (1) 調査等
 - ア 事務を処理する所属

法第 13 条第1項又は第2項の規定による裁定のための調査等は、申請書及びその添付書類、法第 12 条に基づき外務大臣が取得した場合に国家公安委員会を経由して公安委員会に提供される情報等を参考にしつつ、広報広聴課において行うこと。

イ 調査等の要領

- (ア) 法第13条第1項の調査等について
 - a 法第 13 条第 1 項の「その他の関係人」とは、被害者を診察した医師等申 請事案について直接又は間接に関係のある者をいう。
 - b 申請者その他の関係人に報告をさせる場合は、報告書を提出させ、又は供 述書を作成すること。
 - c 法第 13 条第1項の「文書その他の物件」とは、申請者と被害者との内縁

関係を証明する手紙、日記、写真類等申請者その他の関係人が所持している もので、裁定を行うために必要であると認められるものであり、これらの取 扱いについては、次の事項に留意すること。

- (a) 物件を提出させるに当たって提出者の要求がある場合は、預かり証を 交付するなどの措置を行うこと。
- (b) 裁定が終了し、弔慰金等の支払までの事務手続が完了した場合は、速 やかに、提出させた物件を提出者に返還すること。
- d 申請者その他の関係人に対する出頭命令又は医師の診断を受ける旨の命令 は、文書により通知すること。
- (イ) 法第13条第2項の調査等について
 - a 裁定のために必要な調査事項の照会先(別表)を参考にして、照会先を決定すること。この場合において、同表に記載されている事項以外のものに関する照会を排除するものではないことに留意すること。
 - b 照会先ごとに国外犯罪被害弔慰金等支給関係事項照会書(別記様式第2号) を作成して発送すること。
- ウ 調査等の実施における留意点
 - (ア) 電話や口頭により補充的な調査等を行う場合であっても、調査年月日及び 調査対象者を明らかにしてその内容を記録するなど文書による記録を残すこ と。
 - (イ) 調査等は、裁定を行うために必要な範囲に限られるものであり、調査権の 濫用にわたることのないよう留意すること。
 - (ウ) 調査等を行うに当たっては、被害者又はその遺族の心情を十分に理解し、 その尊厳を傷つけることのないよう留意すること。
- (2) 法第13条第3項の規定による申請の却下に関する事務の処理
 - ア 申請を却下する場合

法第 13 条第 3 項の「正当な理由」とは、申請者の報告が黙秘権又は公務員の 守秘義務等に関すること、申請者が病気のため出頭ができないこと等同条第 1 項 の調査に協力することができないやむを得ない理由をいう。

イ 裁定申請却下の手続

申請者が法第 13 条第1項の調査等に協力しないため、適正な裁定を行うことができないと認められる場合は、次に掲げる事項を明らかにした裁定申請却下案を公安委員会に提出し、裁定申請却下の決定を受けること。

- (ア) 申請者に対して行った調査等の内容及び方法
- (イ) 調査等に協力しないことについての正当な理由の不存在
- ウ 裁定申請却下に関する事務処理上の留意点

申請者が調査等に協力しない場合は、申請者に対して、申請が却下されるおそれがある旨を教示するなどして、申請者の協力を促すこと。

2 裁定

(1) 裁定に用いる情報

裁定を行うに当たっては、申請書及びその添付書類、法第 12 条に基づき外務大

臣が取得した場合に国家公安委員会を経由して公安委員会に提供される情報並びに 法第13条第1項又は第2項の規定による調査等により得た情報を用いること。

(2) 不支給事由等について

ア 規則第1条関係

- (ア) 本文について
 - a 「国外犯罪被害者」から「国外犯罪被害障害見舞金の支給を受けるべき者であって十八歳未満であったもの」を除いているのは、犯罪行為が行われた時において 18 歳未満であった者が、被害者として見舞金を受給する立場にある場合は、その者と加害者との間に親族関係があることを理由として不支給としない趣旨である。
 - b 「国外犯罪被害者」から「十八歳未満であった第一順位遺族(第一順位遺族が二人以上あるときは、そのいずれかの者。以下同じ。)を監護していた者」を除いているのは、犯罪行為が行われた時において第一順位遺族(第一順位遺族が二人以上ある場合は、そのいずれかの者。以下第4において同じ。)が 18 歳未満であった場合において、その者が被害者に監護されていたときは、被害者と加害者の間に親族関係があることを理由として不支給としない趣旨である。
 - c 「監護していた」とは、監督し、保護していたことをいい(民法(明治29年法律第89号)第820条参照)、その収入によって生計を維持させていたことは必ずしも要しないことから、監護する者とは、同居して子の寝食の世話をし、指導・監督している親のほか、子を引き取って親代わりとして養育している親族等をいう。
 - d 「第一順位遺族」について、「十八歳以上であった者(第一順位遺族が二人以上ある場合にあっては、その全てが十八歳以上であったときのいずれかの者)」に限るとしているのは、犯罪行為が行われた時において、第一順位遺族が 18 歳未満であった場合は、第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由として不支給としない趣旨である。
 - e 「婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が 破綻していたと認められる事情がある場合」とは、次に掲げる場合等犯罪行 為が行われた時において、既に婚姻関係や養子縁組関係が破綻していたと認 められる事情がある場合をいう。
 - (a) 夫婦間において婚姻関係が事実上解消していた (離婚の意思があり、 実質的には離婚の実態がありながら、形式的に離婚の届出を行っていなかった) と認められる事情がある場合
 - (b) 夫婦間において離婚調停中であるなど婚姻を解消しようとして具体的な行動がとられていた場合(この間、夫婦関係を継続していたと認められる事情がある場合を除く。)
 - (c) 被害者である妻が加害者である夫からの暴力によって生命又は身体に 重大な危険を及ぼされ、それから逃れるため別居していた場合
 - (d) 被害者である妻が加害者である夫と同居していたものの、夫からの暴

力の継続等により両者が支配・隷属関係にあったと認められる事情がある場合

- (e) 加害者である夫が苦境にある家庭を顧みず、被害者である妻に対し、 理不尽な金銭的要求や重大な侮辱等を繰り返すなど婚姻関係を継続し難い 重大な事由が認められる場合
- (f) 養子縁組関係が事実上解消していたと認められる事情がある場合
- f 「これと同視することが相当であると認められる事情にある場合」とは、 被害者である親が加害者である子の暴力から逃れるため別居し、居所を知ら れないよう住民票の閲覧制限を行っていた場合等犯罪行為が行われた時にお いて、既に、婚姻関係や養子縁組関係が破綻していたと認められる事情があ る場合と同一視できるような親族としての関係が絶たれていたと認められる 事情がある場合をいう。
- 「加害者が人違いによって又は不特定の者を害する目的で当該国外犯罪被害者に対して当該国外犯罪行為を行ったと認められる場合」とは、友人を殺害しようとしたところ、誤って父を殺害した場合等加害者の人違いにより親族が犯罪被害に遭った場合又はいわゆる通り魔殺傷事件や無差別殺傷事件等加害者が特段加害の相手を特定しないで行った犯罪行為による被害者の中にたまたま親族が含まれていた場合をいう。ただし、加害者が加害の相手の中に親族が含まれていることを認識して犯罪行為を行ったと認められる場合は、これに当たらないものとする。

(イ) ただし書について

加害者が心神喪失の状態で犯罪行為を行った場合は、被害者又は第一順位遺族と加害者との間に親族関係があることを理由として不支給としない。

(ウ) 第1号について

- a 「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合」 とは、婚姻の届出をしていないために法律上は夫婦と認められないが、社会 の一般常識からすれば夫婦としての共同生活を営んでいると認められるよう な事実関係をいうものであり、その事実を成立させようとする当事者間の合 意と事実関係の存在が必要になることから、婚姻の意思もなく、単に同棲〔せ い〕していた場合等は、これに当たらない。
- b 当事者間の合意と事実関係の存在の要件があったとしても、民法の近親者 の制限(同法第734条)等に該当するものについては、通常「事実上婚姻関 係と同様の事情にあった」とすることはできない。

(エ) 第2号について

「縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合」とは、縁組の届出をしていないが、縁組を成立するために必要な民法上の 実質的要件を備え、かつ、両者の間に相互又は扶養の関係が認められる場合を いう。

イ 規則第1条の2関係

(ア) 規則第1条の2は、仮に弔慰金等を支給した場合に、それが結果として直

接又は間接の形で加害者に財産上の利益をもたらすおそれがある場合は、弔慰 金等を支給しないものとする趣旨であり、被害者又は第一順位遺族が加害者と 事件後も同居を継続している場合、同居を継続する意思を有する場合等をいう。

- (イ) 「親族関係があった場合」とは、規則第1条各号に掲げる夫婦及び直系親族に該当する関係があった場合に限られず、広く民法第725条に規定する親族に該当する関係があった場合をいう。
- (ウ) 加害者が心神喪失の状態で犯罪行為を行った場合は、規則第1条の2の規 定による不支給としない。

ウ 規則第2条関係

- (ア) 「犯罪の発生状況その他の治安の状況に照らして生命又は身体に対する高度な危険が予測される地域」とは、典型的には、生命又は身体に危害を及ぼすテロ行為が多発している地域や殺人又は凶悪な傷害事件が多発している地域を想定しているが、発生件数だけで判断されるものではなく、犯罪の質・発生頻度等様々な情報から判断するほか、犯罪が発生している状況がなかったとしても、テロ組織が勢力を拡大しているなど今後治安の悪化や犯罪の発生が当然予測し得るような状況があって、通常であれば、自らの身の危険を避けるため当該地域に入ることをちゅうちょする程度の状況にある地域も含まれ得る。この場合において、この要件の判断に当たっては、外務省が発している危険情報の有無も重要な判断材料となるが、これが発せられていたことをもって直ちにこの要件を認定できるものではなく、当該情報の具体的な内容をみて判断する必要があるほか、それらの判断材料を被害者が認知していたかどうかという主観的要件も加味する必要がある。
- (イ) 「当該地域に所在するやむを得ない理由があったとき」とは、当該危険が 予測される地域であっても、そこに所在することが、社会通念に照らして必要 かつ相当である場合、当該危険が予測される地域からの退避が不可能であった 場合等不支給とすることが適当でない場合を支給の対象とする趣旨のものであ る。
 - a 「業務を行う必要があったこと」の「業務」とは、正当な業務を意味し、 民間事業者の従業員が業務のために当該地域に入った場合、当該業務のため に当該地域に所在していたが治安状況の悪化後も業務継続のために引き続き とどまる必要がある場合等がこれに当たり得る。
 - b 「生活の本拠を有していたこと」とは、当該地域の者と結婚し、当該地域において家庭を築いていた場合、当該地域において職を得て生活の基盤を築いていた場合等がこれに当たるほか、危険が予測されない時期に観光目的で当該地域に入ったものの、その後の治安状況の変化により危険性が高まり、危険が予測されるようになった時点以降に当該地域から退避することが不可能である事情があった場合等も、「やむを得ない理由」の有無の判断に際して考慮するべき事情であると考えられる。ただし、興味本位や観光のみを目的として既に危険が予測される地域に入る場合やとどまる場合は、当該地域に所在する必要性があった、又は退避が不可能であったとは言い難く、この

ような事情によっては、当該地域に所在する「やむを得ない理由」があった とは判断できない。

c 「やむを得ない理由」を判断するに当たっては、危険情報の発出状況を含めた犯罪の発生状況その他の治安の状況と当該地域に所在した事情を総合的に勘案し、社会通念上、弔慰金等を支給することが適当か否かという点から個別具体的に検討すること。

工 規則第3条関係

(ア) 第1号について

「教唆」又は「幇〔ほう〕助」は、刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 61 条の教唆又は第 62 条の幇助と同義であり、本号は、被害者又は第一順位遺族の積極的な行為を伴うものである。

(イ) 第2号について

- a 「過度の暴行又は脅迫」とは、人に対する有形力の行使又は人に対する害 悪の告知であり、当該犯罪被害を招来することが社会通念上相当であると認 められる程度のものをいう。
- b 「重大な侮辱」とは、人の社会的名誉又は名誉感情を害する行為であり、 当該犯罪被害を招来することが社会通念上相当であると認められる程度のも のをいう。

(ウ) 第3号について

- a 「関連する」とは、被害者又は第一順位遺族の著しく不正な行為がなければ犯罪行為もなかったという条件関係があることをいう。
- b 「著しく不正な行為」とは、規則第3条第1号又は第2号に掲げる行為以 外の行為で、違法性の強いものをいう。

才 規則第4条関係

(ア) 第1号について

- a 犯罪行為の「容認」とは、明示又は黙示の同意等犯罪行為を容認する行為 をいい、これは受動的なものであり、教唆又は幇助による犯罪行為の容認は、 この号の規定ではなく、規則第3条第1号の規定に該当する。
- b 「容認」は、通常の弁識能力を有する被害者又は第一順位遺族が任意かつ 真意に行ったものであることを要する。

(イ) 第2号について

「集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと」の認定を行うに当たっては、関係課と十分に協議すること。

(ウ) 第3号について

- a 「その他の加害者と密接な関係にある者」とは、被害者又は第一順位遺族 の行為が、犯罪行為の加害者に対する報復としてなされたと同一視し得る範 囲内にある者をいう。
- b 「重大な害」とは、治療に要する期間、後遺障害の有無その他の事情に照 らし、社会通念上看過することができない程度の傷害をいう。

力 規則第5条関係

規則第5条は、被害者と加害者との関係、遺族(第一順位遺族以外の遺族(法第5条第1項の国外犯罪被害用慰金の支給を受けることができる遺族をいう。)を含む。)と加害者との関係その他の事情から判断して、弔慰金等を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合に適用される。

キ 規則第6条関係

「国外犯罪被害用慰金等を支給しないことが社会通念上適切でないと認められる特段の事情があるとき」とは、規則第3条第2号においては、被害者又は第一順位遺族の行為が外形的にはこれに該当するが、犯罪被害が発生した過程において、当該行為を行わないことを期待し難い事情がある場合等である。

(3) 支給の制限

申請者が、法第7条に基づく給付金を定める国家公安委員会告示(平成 28 年国家公安委員会告示第51号。以下「告示」という。)に規定する給付金の支給を受けている場合は、その金額の多寡を問わず、弔慰金等は支給することはできないため、その旨を申請者に説明するとともに、当該給付金の支給の有無について、当該給付金に係る制度を所管する官庁に対して照会を行い、確認すること。

(4) 裁定番号簿への記載

公安委員会による裁定が行われた場合は、裁定番号簿(別記様式第3号)へ必要 事項を記載すること。

3 裁定等の通知

(1) 申請者の理解の確保

規則第10条第1項の規定による処分の通知に当たっては、申請を却下した理由、 裁定の内容及び理由等を十分に説明し、申請者の理解を得るよう配意すること。

(2) 申請者が国外に所在している場合

規則第 10 条第 1 項の規定による処分の通知時において、申請者が国外に所在している場合は、原則として、国家公安委員会及び警察庁を介し、外務省本省、在外公館を経由して、国外犯罪被害弔慰金等支給裁定通知書(規則様式第 3 号)及び国外犯罪被害弔慰金等支払請求書(規則様式第 5 号。弔慰金等を支給する場合に限る。)又は国外犯罪被害弔慰金等支給裁定申請却下通知書(規則様式第 4 号)を申請者に交付すること。この場合において、広報広聴課の職員が申請者に裁定の内容、理由等について直接説明することが困難であることから、必要に応じて別紙を設け、理由等を詳細に記載するなど前記(1)の点に留意すること。

第5 支払請求

- 1 申請者が国外に所在している場合
 - (1) 日本国外に所在している申請者が規則第11条の規定による弔慰金等の支払の請求を行う場合は、法第9条第2項に規定する領事官等を経由して行うことができる。
 - (2) 領事官等を経由して弔慰金等の支払の請求が行われた場合は、請求書は、領事官等が属する在外公館から外務省本省、国家公安委員会及び警察庁に転送され、公安委員会(広報広聴課)に対しては、警察庁から当該請求書の写しが送付される。

2 時効

法第 16 条の規定により、弔慰金等の支給を受ける権利は、2年間行使しない場合

は、時効により消滅するが、この消滅時効の起算日は、民法の到達主義(民法第 97 条)及び初日不算入の原則(同法第 140 条)の規定により、申請者が裁定の通知書を受け取った日の翌日とする。

第6 不正利得

- 1 法第 15 条の「偽りその他不正の手段」とは、詐欺罪その他の犯罪を構成する行為 のほか、社会通念上不正行為と認められる行為をいう。
- 2 具体的な行為の態様としては、公安委員会に提出する申請書に虚偽の事実を記載したり、公安委員会に偽りの報告をするなどの行為が想定され、その不正の手段は、弔 慰金等の支給を受けた者の行為に限られない。

第7 争訟

- 1 公安委員会の裁定等についての審査請求
 - (1) 裁定についての審査請求

(2) 不作為についての審査請求

裁定の申請があった事案について、相当期間経過してもなお公安委員会による裁定が行われない場合における不作為についての審査請求は、法第 21 条の規定により読み替えて適用される地方自治法第 255 条の 2 第 1 項の規定により、国家公安委員会に対する審査請求及び公安委員会に対する審査請求のいずれもが認められることとなる。

- (3) 審査請求の取扱い
 - ア 国家公安委員会に対する審査請求書が公安委員会に提出された場合は、速やか に警察庁に送付すること。
 - イ 不作為についての審査請求が公安委員会に対してなされた場合は、弔慰金等の 支給の申請手続に準じて取り扱うこと。
 - ウ 公安委員会に対してなされた審査請求事案の処理については、群馬県公安委員会審査請求手続規程(平成 28 年群馬県公安委員会規程第3号)の定めるところにより行うこと。
- 2 行政事件訴訟
 - (1) 処分の取消しの訴え

公安委員会の行った裁定の取消しを求める訴えがあった場合は、群馬県が被告となり、当該訴訟については、公安委員会が群馬県を代表する。

(2) 行政事件訴訟の取扱い

ア 公安委員会の行った裁定の取消しを求める訴えが提起され、裁判所から訴状の 送達を受けた場合は、群馬県警察の争訟事案取扱いに関する訓令(昭和 50 年群 馬県警察本部訓令甲第 17 号)の定めるところにより処理すること。

イ 行政事件訴訟に関する報告は、「警察庁及び管区警察局における訟務体制について」の運用について(昭和48年6月1日付け警察庁丙人発第54号警察庁通達) 第4に定めるところにより行うこと。

第8 制度の広報及び教示

1 制度の広報教示

警察施設等の公共の施設への広報用ポスター等の掲示、公安委員会及び県警察のホームページ、部内外の広報資料への制度に関する情報の掲載等の広報を継続的に実施することにより、本制度の周知を図り、被害者又はその遺族からの申請を支援すること。

2 制度の教示

法の犯罪被害に該当し、又は該当する可能性があると認められる事案を把握した場合は、弔慰金等の支給対象となり得ることから、広報用リーフレット等を直接交付するなどの方法により、被害者又はその遺族に対して個別に制度を教示すること。ただし、被害者又は第一順位遺族に規則第1条から第4条までの不支給事由があると見込まれる場合又は法第7条の給付金が支給されると見込まれる場合であって、弔慰金等が不支給となることが明らかなとき等教示することが被害者又はその遺族の心情を害することが懸念される場合は、この限りでない。

第9 警察庁への報告等

- 1 警察庁への報告
 - (1) 関係資料の写しの送付

公安委員会が裁定をした場合又は申請を却下した場合は、直ちに国外犯罪被害弔慰金等支給裁定通知書又は国外犯罪被害弔慰金等支給裁定申請却下通知書の写しを警察庁に送付すること。

(2) 特異事案等の報告

本制度の運用に関し、紛糾することが予想される事案等が発生した場合は、その都度、関係書類を添えて警察庁に報告すること。

2 取扱事案の管理

広報広聴課は、受付番号簿及び裁定番号簿を備え付け、申請受付等を一元管理すること。

- 3 関係書類の保存
 - (1) 規則第13条の「国外犯罪被害弔慰金等に関する書類」とは、申請書、調査・照会・検討に関する文書等弔慰金等の申請事案の支給手続上作成した一切の書類をいう。
 - (2) 関係書類の保存は、広報広聴課において行うこと。

第10 経過措置

平成 30 年4月1日前に終わった国外犯罪行為による死亡又は障害については、第1

から第9までの規定にかかわらず、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律施行規則の一部を改正する規則(平成 30 年国家公安委員会規則第7号)附則第2項に規定する経過措置の適用を受ける。

別表 (第4関係)

裁定のために必要な調査事項の照会先

照会先	調査事項
外務省	1 犯罪被害又は被害者に関する情報で、裁定に資
	するもの
	2 犯罪行為が行われた時における犯罪行為が発生
	した地域の犯罪の発生状況その他の治安の状況
	3 被害者が高度な危険が予測される地域に、当該
	危険を予測しながら所在していたと思料される事実
法第13条第2項の「その他の公務所」	
市町村(特別区を含む。)	申請者の身分関係を明らかにするための戸籍事項
告示に定める給付金制度を所	告示に定める給付金の支給の有無(該当する給付金
管する官庁	の支給裁定通知書等)
法第 13 条第2項の「公私の団体	被害者の精神の障害の状態又は身体の障害の部位及
(公私立の病院、医院等)」	び状態(被害者がこれらの障害により常に介護を有
	する状態にある場合にあっては、その状態を含む。)
	を明らかにするための診療状況

別記様式省略